

郡山市公契約条例等に係るアンケート調査結果 < 受注事業者 >

- 1 調査期間：令和5年12月15日～令和6年1月17日
- 2 調査対象案件：郡山市発注19件、郡山市上下水道局発注11件、計30件の公共事業の受注者及び下請事業者

<主な契約>

建設工事	ため池防災・減災事業（宝沢沼）対策工事 【市発注：計16件】
	堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事 【上下水道局発注：計11件】
業務委託	郡山市中央図書館常駐警備業務委託（長期継続契約）【市発注：計3件】

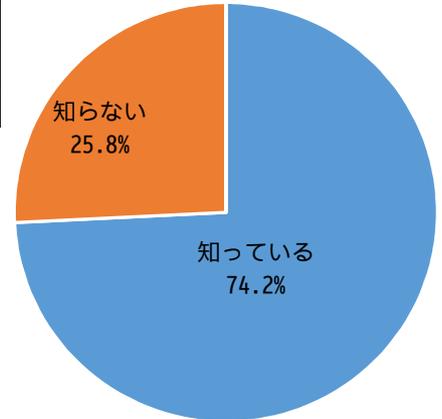
- 3 回答方法：電子回答を原則として、希望があった場合に紙の調査票を配付。
- 4 配布部数：115部
内訳：市 建設工事受注者 75部
上下水道局 建設工事受注者 37部
業務委託受注者 3部
※同一事業者が複数受注している場合は1部のみ配付
- 5 回答者数：128者（紙調査票での回答 8者）

※アンケート回答の割合は端数を四捨五入しています。

1 郡山市公契約条例について

1① 「郡山市公契約条例」を知っていますか。(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	総数	割合	R 4	R 3
知っている	29	66	95	74.2%	62.6%	56.2%
知らない	6	27	33	25.8%	36.4%	43.8%
無記入	0	0	0	0.0%	0.9%	0.0%
合計	35	93	128	100.0%	100.0%	100.0%



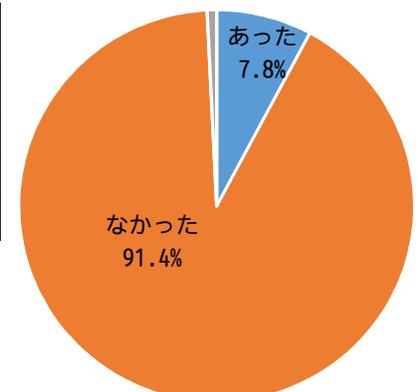
1② この条例に、「事業者等の責務」や「労働者等の申出・相談」が定められていることを知っていますか。(1①で「知っていた」を選択した方のみ回答、該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	総数	割合	R 4	R 3
知っている	28	62	90	94.7%	89.6%	—
知らない	1	2	3	3.2%	10.4%	—
無記入	0	2	2	2.1%	0.0%	—
合計	29	66	95	100.0%	100.0%	—



1③ 労働環境の報告が必要な工事等に従事している方から、この条例や労働環境に関する問い合わせなどはありましたか。(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	件数	割合	R 4	R 3
あった	5	5	10	7.8%	1.9%	—
なかった	30	87	117	91.4%	97.2%	—
無記入	0	1	1	0.8%	0.9%	—
合計	35	93	128	100.0%	100.0%	—



【問い合わせの内容】

元請	労働条件や賃金に関する事項について
下請	労働時間や最低賃金など

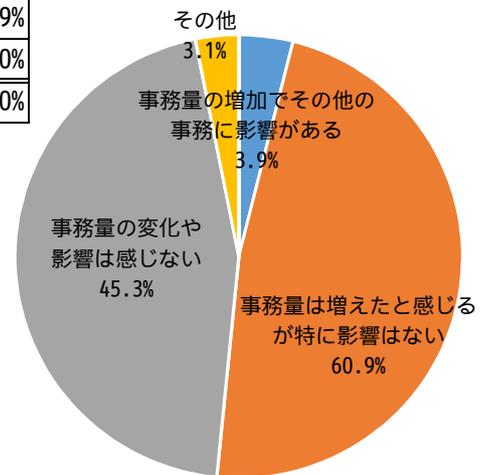
2 受注案件は労働者の労働環境を確保するための取組を報告する義務が課せられています。
この労働環境報告書の作成・提出について伺います。

2① 労働環境報告書の作成に係る事務量の変化についてお答えください。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	件数	割合	R 4	R 3
事務量の増加でその他の事務に影響が生じた	1	4	5	3.9%	8.4%	12.4%
事務量は増えたと感じるが特に影響はない	20	41	61	47.7%	59.8%	60.9%
事務量の変化や影響は感じない	13	45	58	45.3%	24.3%	23.8%
その他	1	3	4	3.1%	4.7%	1.9%
無記入	0	0	0	0.0%	2.8%	1.0%
合計	35	93	128	100.0%	100.0%	100.0%

【事務量増加に伴う具体的な影響】

下請	年明けで、事務量が多く、他の仕事が遅れた。
	書類の手間で管理がおろそかになってしまう。

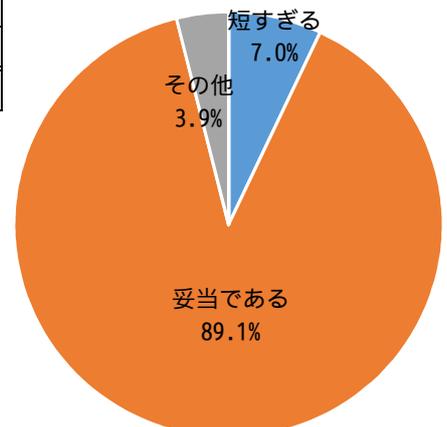


労働環境報告書の提出は、契約を締結した日から14日以内（下請契約を締結した場合も同様の期間）に提出する
2② とされていますが、その提出期間についてお答えください。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	件数	割合	R 4	R 3
短すぎる	4	5	9	7.0%	20.6%	24.8%
妥当である	30	84	114	89.1%	72.9%	73.3%
その他	1	4	5	3.9%	3.7%	0.0%
無記入	0	0	0	0.0%	2.8%	1.9%
合計	35	93	128	100.0%	100.0%	100.0%

【短すぎると感じた理由】

元請	他業務があるなかでの下請への作成依頼、取りまとめなど手間がかかる。 社内規定を調べる時間を要するため。
	押印したものを元請に提出するのに一週間はすぐに過ぎてしまう。
下請	担当者が不在の時、あつという間に日にちが過ぎる。修正が発生した時も直す時間がない。
	元請けと下請けの会社が離れており、原本提出だと郵送の期間などを考えるともう少し余裕が欲しい。

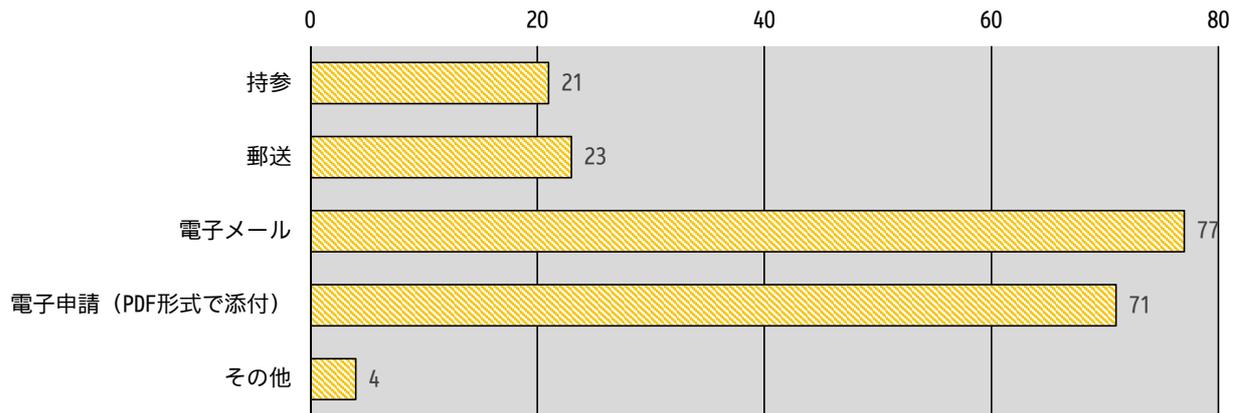


【その他の意見】

元請	(意見なし)
下請	(意見なし)

2③ 労働環境報告書の提出について、現行も含めどのような方法があればよいと思いますか。
(該当するものすべてに○)

提出方法	元請	下請	件数	割合
持参	8	13	21	10.7%
郵送	3	20	23	11.7%
電子メール	20	57	77	39.3%
電子申請 (PDF形式で添付)	20	51	71	36.2%
その他	0	4	4	2.0%
合 計	51	145	196	100.0%



【その他の回答】

元請	(なし)
下請	(なし)

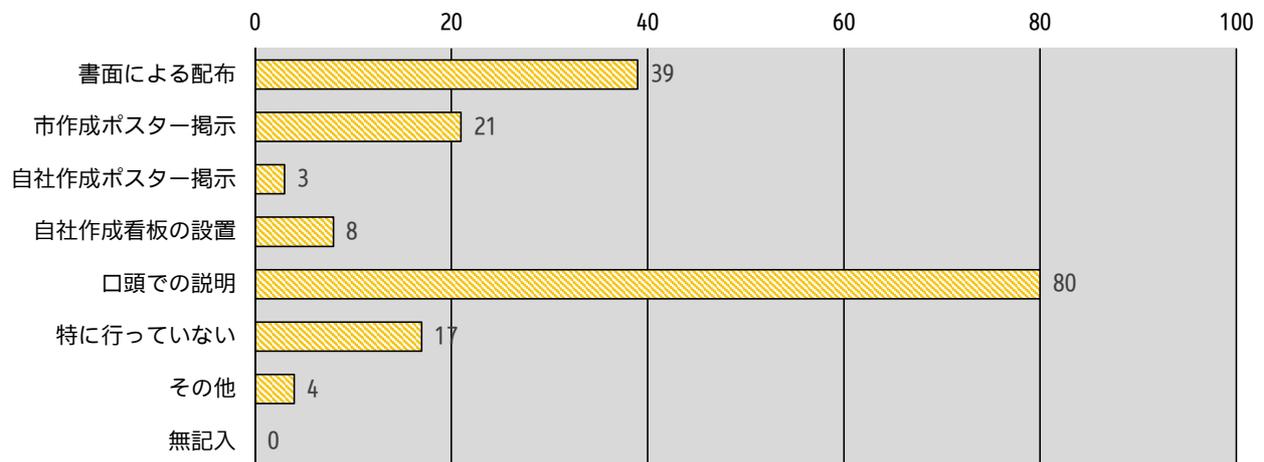
2④ 労働環境の報告内容等で、ご要望やお気づきの点などについてお答えください。

元請	(意見なし)
下請	コピーやPDFでの提出ができると助かります。

3 労働者等への周知について

事業者は、工事等に従事する労働者に対して、労働者本人が従事する業務が条例の適用案件であることなどを周知する義務が課せられていますが、どのように周知しましたか。
(該当するものすべてに○)

労働者への周知方法	元請	下請	件数	割合	R 4	R 3
書面による配布	8	31	39	22.7%	28.8%	10.0%
市作成ポスター掲示	9	12	21	12.2%	7.2%	4.2%
自社作成ポスター掲示	0	3	3	1.7%	0.0%	0.8%
自社作成看板の設置	1	7	8	4.7%	0.8%	0.8%
口頭での説明	22	58	80	46.5%	39.2%	25.2%
特に行っていない	1	16	17	9.9%	18.4%	8.8%
その他	2	2	4	2.3%	4.8%	0.8%
無記入	0	0	0	0.0%	0.8%	49.4%
合計	43	129	172	100.0%	100.0%	100.0%

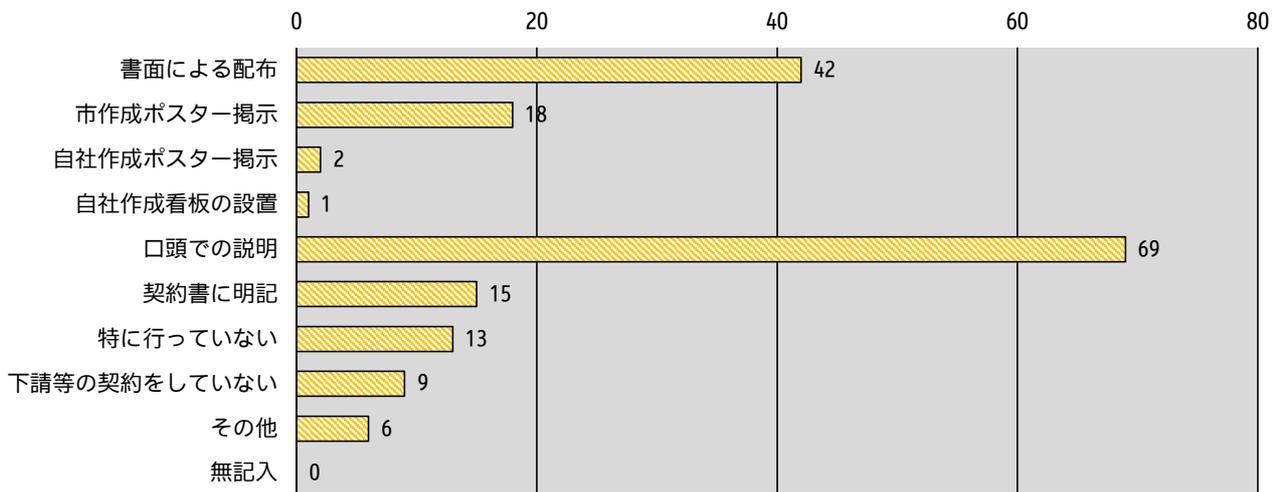


【従事者への具体的な周知方法】

元請	書面による配布	関係部門への配布を実施
	市が作成したポスターの掲示	現場事務所、休憩所に掲示
	口頭で説明	社内会議で広報を実施
下請	書面による配布	会社の会議室において工事契約締結後に周知チラシの配布及び口頭にて周知活動をした。
	口頭で説明	現場入場前に送り出し教育時
		朝礼で説明

3② 下請・再委託事業者との契約締結の際、当該案件が条例の適用案件である旨をどのように周知しましたか。
(該当するものすべてに○)

下請・再委託事業者への周知方法	元請	下請	件数	割合	R 4	R 3
書面による配布	11	31	42	24.0%	29.8%	10.7%
市作成ポスター掲示	8	10	18	10.3%	4.0%	2.1%
自社作成ポスター掲示	0	2	2	1.1%	0.0%	0.4%
自社作成看板の設置	0	1	1	0.6%	0.0%	0.9%
口頭での説明	19	50	69	39.4%	37.1%	23.9%
契約書に明記	2	13	15	8.6%	1.6%	1.3%
特に行っていない	0	13	13	7.4%	19.4%	7.7%
下請等の契約をしていない	4	5	9	5.1%	—	—
その他	2	4	6	3.4%	4.8%	3.0%
無記入	0	0	0	0.0%	3.2%	50.0%
合計	46	129	175	100.0%	100.0%	100.0%



【下請・再委託事業者への具体的な周知方法】

元請	書面による配布	契約書面に同封
	市が作成したポスターの掲示	現場事務所内に掲示してあるのを確認してもらう。
	その他	労働環境報告書の作成依頼時に周知
下請	口頭で説明	周知チラシを配布し口頭にて内容について説明した。
		契約書を抜粋し書面、口頭での説明

3③ 労働者や下請・再委託事業者への周知方法等において、課題や提案など何かお気づきのことはありますか。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	総数	割合
ある	0	1	1	0.8%
ない	35	92	127	99.2%
無記入	0	0	0	0.0%
合計	35	93	128	100.0%

【「ある」を選択した場合、その内容】

元請	(なし)
下請	周知用に配れる用紙があればとても効率的。

4 条例に対する要望等について

- 4 本条例において、今後、市に取り組んで欲しいことや改善して欲しいことなどがありますか。
(該当するものどちらかに○)

選択肢	元請	下請	総数	割合
ある	1	0	1	0.8%
ない	35	91	126	98.4%
無記入	0	1	1	0.8%
合計	36	92	128	100.0%

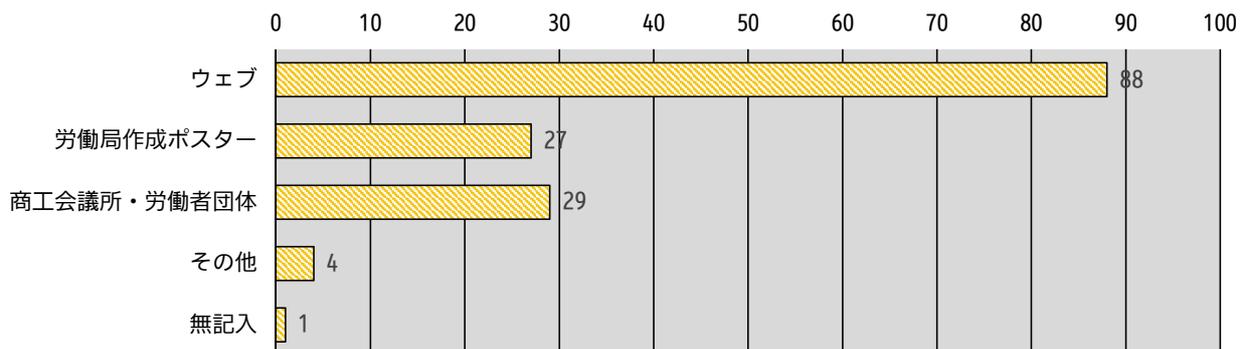
【「ある」を選択した場合、その内容】

元請	受注者や市民に対し、市の広報やホームページ、入札情報等にて、広く周知してほしい。
下請	(なし)

5 最低賃金について

- 5① 福島県の最低賃金が改定になる場合、その情報をどこから入手していますか。
(該当するものすべてに○)

情報入手方法	元請	下請	件数	割合
ウェブ	27	61	88	59.1%
労働局作成ポスター	10	17	27	18.1%
商工会議所・労働者団体	5	24	29	19.5%
その他	0	4	4	2.7%
無記入	0	1	1	0.7%
合計	42	107	149	100.0%

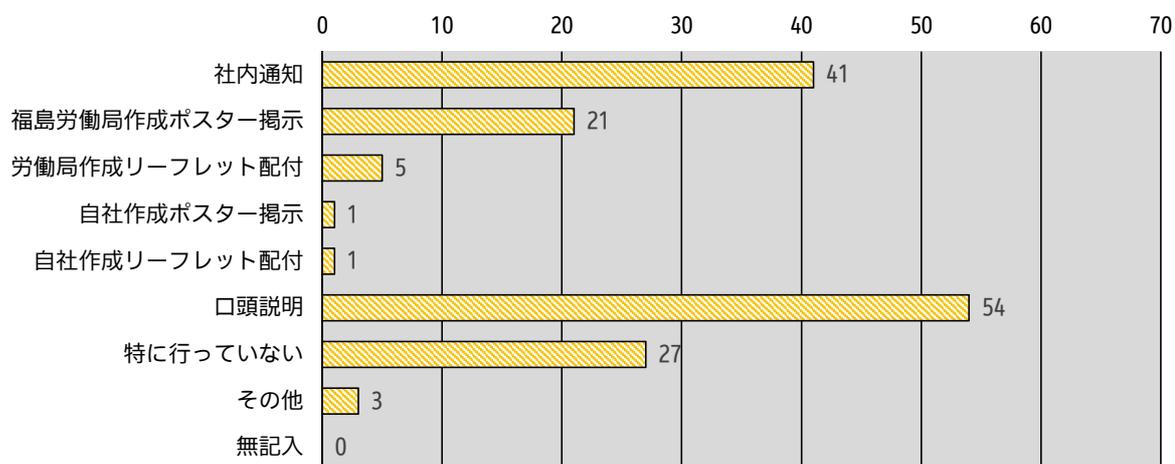


【その他の内容】

下請	報道など
----	------

5② 使用者は労働者に最低賃金を周知する必要があります。（最低賃金法第8条）
最低賃金の改定について、貴社の従事者へはどのように周知していますか。（該当するものすべてに○）

労働者への周知方法	元請	下請	件数	割合
社内通知	13	28	41	26.8%
福島労働局作成ポスター掲示	9	12	21	13.7%
労働局作成リーフレット配付	1	4	5	3.3%
自社作成ポスター掲示	0	1	1	0.7%
自社作成リーフレット配付	0	1	1	0.7%
口頭説明	15	39	54	35.3%
特に行っていない	4	23	27	17.6%
その他	2	1	3	2.0%
無記入	0	0	0	0.0%
合計	44	109	153	100.0%



【その他の内容】

元請	給料日に口頭で説明
----	-----------

6 その他

6① 「郡山市公契約条例」をより広く周知するための方法や、その他、ご意見がありましたらご記入ください。

元請	受注者や市民に対し、市の広報やホームページ、入札情報等にて、広く周知してほしい。
下請	(意見なし)